

ルネサンス期イングランドにおける
「政治」観と「政治」論

——「政治」という言葉の分析——

塚 田 富 治

一橋大学社会科学古典資料センター

Center for Historical Social Science Literature
Hitotsubashi University

目 次

I 方法の問題.....	1
II 本論.....	4
1. 15世紀における policy と politic の定着.....	5
2. コモンウェルス論における policy と politic	9
3. イングランドにおける新しい「政治」の確立.....	15
結びにかえて.....	23

ルネサンス期イングランドにおける「政治」観と「政治」論

——「政治」という言葉の分析——

塚 田 富 治

I 方法の問題

まず最初に方法の問題から始めよう。しかし、それは筆者が以下の方法に忠実にしたがって本論の叙述をおこなうことを必ずしも意味しはしない。歴史研究は叙述をもって最終段階をむかえるが、その過程であれこれと方法の問題が筆者の頭の中に去来しだしたのである。そのきっかけは、筆者が本論の叙述の過程で多くの資料を、本文にも註記にも残さずに削り取らねばならぬことの無念さ、また逆に叙述に一層の説得力を与えるはずであろう多くの資料に手を触れぬままにしていることの無念さを、苛立つほどに感じたことにある。この無念の気持ちが思想史研究の方法について考えさせることになったのである。トマス・モアが『ユートピア』第二巻、ユートピア島の叙述をアントワープで一気書き上げ、その後ロンドンで第一巻の導入部を書き加えたように、筆者も執筆の順序は逆になるが、まず方法の問題を論ずることにしよう。

思想史研究は研究主体の自由な想像力のはたらく余地が比較的大きいと考えられている。事実、研究者の「問題意識」と「思想性」とをパン種として想像力は眼み、わずかな資料しか手許にないときでさえも、豊かな研究成果を生み出してきた。筆者の守備範囲である西洋政治思想史の分野に限っても、戦後民主主義の定着に寄与したはずである啓蒙的な研究が数多くこうした方法によって生み出された、といっても過言ではない。このような研究成果を通して、読者は思想家たちの思いがけない側面を発見して、知的な興奮を覚えるにちがいない。たとえば、われわれはマキアヴェリ「君主」を近代的経済人の原型とみる解釈、ホブズに「近代における最初の絶対的平和論者」や「近代における最初の民主主義思想家」としての資格を付与する解釈、またロックを「人民主権」の提唱者とする解釈をもっている¹⁾。

こうした思想史研究の変種として、先駆的な思想家や研究者が作り出した概念の枠組を借りて、手許にある資料を裁断し、再構成していく方法がある。もっと具体的にいうならば、それはヘーゲル、マルクス、ウェーバー、ボルケナウ、ハーバーマス、アレントなどが作り出した「キリスト教」、「市民社会」、「近代」といった概念枠組を用いて研究対象とする世界を分析していくものである²⁾。この方法に基づく研究も、切り口の鮮やかな刺激的な成果をもたらし、しかもそれは研究者自身の「問題意識」や「思想性」を直接に通さないために、成果に客観性を保証するようにさえ見える。筆者が思想史研究を志すようになったのは、このように自由に展開される研究に強烈にひきつけられたからであった。

しかし現在、筆者は以上のような研究方法に大きな意義を認めつつも、そこには歴史研究としては致命的な限界があると感じている。それはたとえば、研究対象である思想家が研究者と等身大の姿へと矮小化されてしまう、という繰り返されてはきたが、必ずしも的を射ているとはいいが

たい指摘を意味するのではない。筆者が問題とするのは、研究者が手にしている素材としての資料を、自己の想像力や借りうけた概念枠組にあわせて、大胆にしかも無頓着に裁断していくことであり、また手許にない資料に対してきわめて貧しい想像力をしかはたらかせえないことである。一冊の書物、一人の思想家の全作品は研究者の想像力が生み出した仮説と構想にあわせて、切り口鮮かに裁断され、組み立てなおされ、そして斬新なスタイルで再構成される。しかし、このとき仮説にそぐわない数多くのものが削り捨てられ、またそもそも顧みられることさえない。刺激的でユニークな研究成果とひきかえに、思想家の言葉の多くが無残にも切り捨てられ、葬り去られてしまうのである。

筆者は、思想史研究をも含めた歴史研究にたずさわる者の基本的な条件が、想像力が生み出した仮説やそれに基づく叙述にとって不利な否定的事例をいかなる場合でも、探し求めようとする意志にある、と考える。斬新な仮説を打ち建てたと思ひ込み知的興奮に酔っている瞬間に、あるいは叙述を終え大きな解放感にひたっているときに、自分の仮説や叙述を全面的にくつがえすような言説が削り取ったものの中にあるのではないか、まだ手にしていない資料の中にあるのではないか、と疑い、徒勞を恐れずに再検証にとりくむことが、歴史研究者にまず、求められなければならないのである。

筆者は、否定的な事例が少しでも現われたらすぐにも仮説を廃棄し、叙述を全面的に書き改めるべきだ、と言っているのでは必ずしもない。否定的事例が存在してさえも、なおかつ自分の仮説や叙述の正しさを主張することもあるだろう。しかしこのとき、研究者は「にもかかわらず」自分の説を選ぶという決断をする。この決断の契機は否定的事例の存在によって生み出され、仮説や叙述をより説得的なものとするであろう。有利な事例だけで過剰に保護された叙述は、かえって脆弱さを隠すことができないからである。いずれにせよ歴史研究者は、ベーコンの言葉を借りていうならば「否定的事例を必要なだけ集めたのち、肯定的事例について³⁾」結論を下すという努力をせねばならないのである。

さて、これまではネガの形でしか述べてこなかったが、ポジに焼き直して筆者が考える方法を述べよう。それは本論の叙述の中で次第に自覚化されたものであるが、つまるところ本論批判の刃ともなる方法論である。ある対象についてすべてを見ることができ、しかも何ひとつ削り取ることなく瞬時のうちにその対象全体を理解しうる神ではないわれわれは、ある対象についてのすべてを手にはすることはできず、またたとえ手にしえたとしても、そのままでは対象を理解することはできない。われわれは対象についての不完全な情報に基づき、しかもその情報の中から余分と思われる部分を削り取り、ヴィジブルな骨組へと再構成することによってしか、対象の理解に達することができない。

この冷厳な事実を前提としたうえで、まずきわめて単純で初歩的なことではあるが、一冊の書物であれ、一人の思想家であれ、また一つの問題をめぐる人々の考えであれ、研究対象の全体像に迫りうるような可能な限り多様な資料を収集する必要がある。もし研究者がすでに仮説をもっているならば、それに対して否定的な事例を意識的に探し求めるとよい。そのことによって全体像に近づく情報が手に入るだろう。つまり最初の仮説に対する否定的事例によって仮説は修正補強され、全体像を導き出しうるような新しい仮説ができあがるのである。

つぎの段階は、収集された、相互に対立し合うようなものをも含む素材としての資料の型を変え、仮説に従って組み合わせ、全体像へと再構成していくことである。この段階では切り取ることと組み合わせることに細心の注意が要求される。一つの研究成果を一枚のジグソーパズルの画像に

たとえて述べるならば、一つ一つの資料の切り取りと組み合わせとは、画像全体の中に欠損部分や隙間ができないように慎重になされなければならない。精巧なジグソーパズルの断片は幾何学的な直線や曲線の輪郭をもってはいない。それぞれが個性的な輪郭をもつ断片が微妙にかみ合いながら全体の画像を作り上げていく。同じように歴史研究の資料の一つ一つも、研究者の乱暴な裁断をけって許さない固有性をもっている。それらの資料を歴史研究者はその原型に忠実に整形し、相互の關係に注意しながら隙間なく全体像へとつなぎ合わせていくのである。このとき、資料の不足ゆえに全体の画像の中にどうしても埋めることのできない空白部分ができたり、資料の断片の間に隙間が生ずることがある。研究者の想像力がはたらかされねばならないのはこのときである。そこにあてはまる資料を発見できるまで、研究者は前後左右の断片との関わりを考えて、想像力によって空いた部分を埋めるような断片をつくり出すのである。

このようにして一冊の書物であれ、一人の思想家であれ、また一つの問題をめぐる人々の考えであれ対象世界を細密で彩豊かな全体像へと再現していくことが、歴史研究者の課題である、と筆者は考えるのである。

勿論、これに対する次のような反論は十分に考慮に値する。焦点も、構図もはっきりしないような細密な画像を描くよりも、明確な仮説や枠組をもって対象世界を裁断し、再構成することの方が、より核心に迫る研究成果を生み出しうる。しかも多数の研究者が各人に固有の仮説や枠組をもって作業をおこなえば、それぞれの成果はたとえ一面的ではあっても、全体としては予定調和的により完成度の高い全体像が生まれるはずである、と。たとえその断片ではあっても、ひとりの研究者によってはとうてい把握しきることのできない豊饒な世界は、多数の人々の協力によってしか理解しえないのかもしれない。

しかし、こうした現実を甘受して、われわれは怠惰になってはならない。そうした現実を知ったらなおさらに、他の研究者に頼ることなく自分なりの全体像の構築を目指すべきであろう。ことに専門分野が細分化され、研究者ひとりの守備範囲が狭くなっている状況の中で、その範囲において全体像を描き出すことは十分に可能であり、研究者に課せられた課題となるのである⁴⁾。

さて方法の問題から、筆者が本論であつかう対象の問題へ移ろう。筆者が本論で明らかにしようとするのは、ルネサンス期イングランド、とくにエリザベス治世下のイングランドにおける「政治」あるいは「政治的」なものに対する人々の見方や考え方である。現在、われわれは「政治」という言葉の下に、統治にかかわる数多くの事柄を包み込んでいる。権力、正義、主権、義務、国家、法、自由、そして公共の福祉、政府の制限、さらに軍事や暴力すらもが「政治」を論ずるに際して問題とされる。このように「政治」という言葉は、その目的と手段との両方において統治にかかわるすべてを容れうる合切袋のような性格をもつのである。それは統治の目的や手段が変化するにつれて、さらに多くのものを取り込んでいくことになるであろう。

このような「政治」理解は当然のことながら政治史研究、政治思想史研究にも反映されるだろう。それらの研究がカヴァーする、あるいはしなければならない領域は限定なしに膨らんでいくのである。このことから生まれる結果のひとつとして、研究対象となっている思想家や時代の中で使われている「政治」あるいは「政治的」という言葉の意味の固有性に対する関心が相対的に薄くなり、それらの正確な理解を損い易いということが挙げられよう。たとえば、われわれはロックが用いる「政治社会」や「政治権力」という言葉を、われわれがもつ「政治」観から理解しようとする不注意な過ちに陥ることはないであろうか。

さて以上の点を考慮した上で、くり返して述べるならば、筆者が本稿で目指すのはルネサンス期イングランドの「政治」観と「政治」論の全体的な配置図を可能なかぎり忠実に再現することである。この時期のイングランドにおいて「政治」という言葉は多様ではあるが、はっきりと限定された意味をもっていた。つまり「政治」はその目的と手段の両方において他のものから明確に区別される統治の形態、あるいは手段として理解されていたのである。それは膨張しつつある現在の政治世界を構成するいくつかの要素にすぎない、といってもよいだろう。しかもある要素は人々にとって周知の見慣れた形態や手段ではけっしてなく、様々な観点から人々の注目や関心をあびるような特別の意味をもつ形態であり、手段であった。この時代のイングランドにおいては、多くの「政治」論が著わされ、また公的な文書やペイジェント、韻文や戯曲、そして書簡の中で「政治」が問題とされ、論じられた。こうした文書の中に現われる *policy* および *politic* という言葉が、筆者が提起した問題を解く手掛りとなる⁵⁾。つまり筆者の側であらかじめ「政治」の意味を定義することなしに、これらの言葉をそれらが用いられた直接の文脈を考慮しつつ分析し、人々がこれらの言葉をどのような思いや意味を込めて使用したかを明らかにすることで、ルネサンス期イングランドの人々の「政治」観、「政治」論の全体像を描くことができる、と筆者は考えるのである。

ところで、ここで注意しなければならないことは、*policy* あるいは *politic* という言葉が複数の人々の間で必ずしも同じ意味で使われることがないばかりでなく、同一人においても同じ意味で使われていないことがしばしばあることである。また *policy* と *politic* とが名詞と形容詞との違いを別にすれば、同じ意味をもつとも必ずしもいえないことである。このことは、政治があらゆる階層や立場の人々に否応なく浸透し、人々の政治に対する多様な関わり方を生みだすことの結果であるといえよう。またそれは、政治が理念と現実との二つの世界に跨って存在すること、つまり政治の世界においては理念の世界に属する目的を現実の世界に属する手段によって実現しなければならない傾向が強いことも関係するであろう。このようにルネサンス期イングランドの「政治」観、「政治」論の全体像は、複雑なモザイク模様をもつことが予想されるのである。

II 本 論

policy と *politic* という言葉の語源は、古フランス語の *policie* と *politique* を通して、ラテン語の *politia* と *politicus* にまで遡る。そしてこの *politia* と *politicus* という言葉はさらにギリシア語の *πολιτεία* と *πολιτικός* にまで遡ることができる⁶⁾。ギリシアの都市国家ポリスと密接な関係をもち、しかもプラトンやアリストテレスによって定義された言葉に起源をもつ *policy* と *politic* は、イングランドの人々に使われ始めたとき、ポリスの時代とはすでに二千年に近いへだたりが存在していたにもかかわらず、そのオリジナルな意味のいくつかを残していた。すなわち *policy* と *politic* という言葉は、ポリスに固有の自由な市民による自由な市民のための統治、またそれに関係する事柄、あるいはプラトンやアリストテレスの説く道徳的完成と密接に結びついた統治という意味を保ち続けていたのである。

しかし他方で、これらの言葉は、古典ギリシア時代の政治観や政治論の影響が薄くなる場合には、*the policy of the realm* や *body politic* の例が示すように、その形態をとくに問うことはなしに国家、体制、政治社会、公けの事柄などを示すより一般的な意味をもつようになってくる。さらにルネサンス期イングランドにおいて *policy* と *politic* という言葉は、人々を否応なく巻き込んでいく現実の統治をめぐる諸関係の変遷に応じて、それに対応する人々の反応の跡を刻印する

ような新しい意味をも獲得していくのである。ルネサンス期イングランドの「政治」観と「政治」論の全体像を明らかにしようとするならば、policy と politic という言葉が置かれた以上の文脈をつねに念頭において分析が進められねばならぬであろう。

1. 15世紀における policy と politic の定着

さて、ヨーロッパに「政治」という言葉が定着し、人々に使われるようになるのは、13世紀におけるアリストテレス哲学の受容と公認以来のことであった。この時、ギリシア語の *πολιτεία* と *πολιτικός* は、それぞれ、*politia* と *politicus* にラテン語化され、知の世界での共有財産としての言葉となった⁷⁾。しかし、すでにアリストテレスにおいて多様な意味を付与されていたこの言葉は、けっして一義的ではなく、使う人または使われる文脈に応じて様々な意味をもった。すなわち、それはたとえば、私的な生活と対照される公的な生活、強権的な支配と対照される文民による支配、あるいは専制的支配と対照される政治的支配などを意味する言葉として多様な使われ方をするのである。

これより1世紀ほど遅れることになるが、イングランドにおける policy と politic という言葉の定着と流通も、アリストテレス哲学の受容に決定的に負っていた。かれの『政治学』の英訳は1598年まで待たねばならなかったが、14世紀末アリストテレスの政治論はジョン・ガウア John Gower (1325?—1408) によって初めて母国語でイングランドに紹介された。かれは1383年から1393年にかけて最初は国王リチャード2世、次に後に国王ヘンリー4世となるランカスター家のヘンリーに献ぜられる『愛する者の告白 *Confessio Amantis*』を執筆するが、その中の一部をアリストテレスの手になるとされる政治論の紹介にあてる。かれはアリストテレスが助言のためにアレクサンダー大王に送ったと称される書簡に基づいて君主論を展開していくのである。ガウアが依拠した文書は、アリストテレスの偽文書ではあったが、その内容はアリストテレスの影響を深くうけるものであった。

ガウアはまず、政治学 *policie* を「周到な秩序形成によって王がいかに領国を治めるべきか」を教える実践哲学であると定義する。

それは戦時においても平時においても
神を敬い
聖職者、騎士、商人
そして他のすべての庶民の福祉を増す
王にふさわしいものである⁸⁾。

これにつづけてガウアはアリストテレスによって展開された「王にふさわしい政治の規則に従った価値ある統治 the worthi governance which longeth to his Regalie, after the reule of policie⁹⁾」のための五つの要点を順次追っていく。それらは「真実」、「寛大」、「正義」、「憐れみ」、そして「慎み」である。

「真実」はすべての徳の中で至高の徳であり、人々を導き、人々に対する生殺与奪の権限をもち、しかもそうしたことがその意志にかかっている王にふさわしい徳である。他の者を圧倒する権力をもつ王はもっとも有徳でなければならないのである¹⁰⁾。第二の「寛大さ」は王の名声を高め、人々

の王に対する崇敬を生み出す。しかし寛大さに基づく王の贈与は自らの財産からなされるべきであり、そのために臣下から収奪してはならない¹⁴⁾、とガウアは警告する。

政治の第三の要点は「正義」である。ここでは法の支配が強調される。法を通して不正は抑えられ、正義は推し進められる。法の支配するところでは、各人が自分に割り当てられた義務を遂行する。王は法を導き、法の上に立つ存在であるが、法に反して行動すべきではない。また法の執行は慎重かつ公平でなければならない¹⁵⁾、と説かれるのである。さらに、法のない状態が次のように描かれる。

法がなくなれば、王とは一体何であろう。

国に法が存在しなければ

どこに正義があるだろう。

法を守ることを誓った王は、

もし法が違ざけられ

執行されなければ

国はばらばらに分裂し、

王の名誉が汚されることを

知らなければならない¹⁶⁾。

第四の「憐れみ」は「正義」と密接に結びついている。だれひとり宥さず厳格な公正の執行を求める正義は恐ろしいものとなるが、憐れみによって正義の執行が和らげられることで王は人々から愛されることになる。このように人々に対して憐れみ深く、また統治において仁愛深く、残忍さを働かないことは王にふさわしいこととされるのである¹⁴⁾。政治の最後の要点は、肉欲に対する「慎み」である。一見、統治とは直接、関係しないように見えるこの徳は、国王が肉欲におぼれ、理性を失い、誤った統治に向かうことを防ぐ役割を果たすのである¹⁵⁾。

さて、これまで必要と思われる以上にガウアの政治論を述べてきたが、それはかれにとって政治 *policie* が統治者の倫理的な徳に基づく統治以外のなにものでもないことを示すためであった。真実で肉欲に迷わされない王が思慮深く人々に物を与え、憐れみによって緩和された正義を行きわたらせていくことが政治なのである。こうして政治にもっとも必要とされるのは統治者の倫理的資質を高めることであり、政治論の中心は統治者の道徳的教育に集中されることになる。ガウアにおいては政治は道徳と不可分なものとして考えられていたのである。

15世紀の知の世界を支配していたのはこうしたアリストテレスの影響を強くうけた政治観であった。15世紀のなかば、ジョン・リドゲイト John Lydgate (1370?—1451?) は、おそらく国王ヘンリー6世の要請をうけてアリストテレスの作とされるアレキサンダー大王への書簡を翻訳、編集する。その作品『古代哲学者の奥義 *Secrees of old Philosoffres*』の中でリドゲイトはアリストテレスの説く *prudent policie* を明らかにするが、そこでまず主張されるのは王の徳であった。最初のとりわけ重要な勧告が、まず次のように説かれる。

- ・ 知恵と勇気をもって身を処し
- ・ 獣のようなやり方を離れ
- ・ 帝王にふさわしい徳に従うこと

つまり悪と徳をまず思慮深く見分け、
人々を支配せよ¹⁶⁾。

これにつづけてリドゲイトは、王が統治者としてもつべき徳をガウアと同じように列挙しているのであるが、ここで注目すべきことはそれらの徳を導き、現実世界の中で生かしていく「思慮 *prudence*」(以下では原語のみを記す)が重要な位置を占めていることである。たとえば君主の徳として最初に挙げられる気前の良さは、「*prudent governaunce* によって中庸の状態におかれ、少なすぎることも多すぎることもなく中庸という正しい規則に従う¹⁷⁾。」また神から君侯に送られてきた正義は、*prudence* に基づいて臣民を略奪や搾取や損害から守ると説かれる¹⁸⁾。

「賢明な実践的な判断力」である *prudence* はこのように統治には不可欠の徳であった。このことは前二者と同じようにアリストテレスの偽文書に依拠して『君主の統治について *De regimini principis*』を著わしたトマス・ホクリヴ Thomas Hoccleve (1370?—1450?) によってさらにはっきりと示される。かれは君主にとって枢要な四つの徳の中で *prudence* を次のように位置付ける。

prudence, 中庸, 剛毅, 正義

この四つは枢要な徳である。

prudence が先に立ち、分別の光を与える。

他の三つの徳がなすべきことに。

大きなことも小さなことも *prudence* の助言に従い

三つの徳は成し遂げる。*prudence* なしでは

神にもこの世に対しても善く生きることはできない¹⁹⁾。

そして射手の比喻を用いて、*prudence* を用いた王の統治が次のように描かれる。

射手が的を見ることができなければ

矢を的にあてることができないように、

いかなる王も、わたしは保証するが、

prudence によって自身の高い地位を治めなければ

人々を正しく公正に治めることはできない²⁰⁾。

このように洞察の力であり、人を理性的にする *prudence*²¹⁾ による正しい統治は人々の手に安心と平和、富と歓喜をもたらす、とホクリヴは説くのである。

さて再び、リドゲイトの『古代哲学者の奥儀』に立ち戻ると、その中で *polityk prudence* という言葉が何度か使われているのが目につく。ここで注目されるのは *prudence* ばかりでなく、*polityk* という言葉の使われ方である。リドゲイトはこの言葉をとくに定義してはいないが、文脈上それは「統治」や「公的な事柄」あるいは「世俗の事柄」に関することを意味していると考えられる。

たとえば統治に関する助言の中心でかれは「*polityk prudence* によって労力や細心の注意を払って困っている人々を救う²²⁾」役人、あるいは「*polityk wysdam* によって君主の行動、習慣そして情念を制御する²³⁾」助言者について述べる。またかれは観想術を問題とする箇処で「*polityk*

prudence によって肉欲に従っているか、それとも知性に従っているか、人々の気質を見分ける²⁴⁾」と述べるのである。polityk のこうした用法の中に上記の意味ばかりでなく、後によりはっきりしてくるギリシア語やラテン語の πολιτικός と politicus の原義にはない、「統治に関して賢明な」あるいは「世俗の事柄において賢明な」という意味が見られるとあってよいであろう。

さて以上のようにアリストテレスの深い影響をうけているこれら三人の詩人にとって、police とは倫理的な徳に基づいて統治し、徳にかなった政治社会を実現していくことであった。このように「政治」はその手段においても目的においても道徳とは切り離すことのできないものだったのである。

15世紀のイングランドにおける「政治」観と「政治」論との形成にはアリストテレスの思想が決定的な影響力をもっていた。しかしアリストテレスの影響をうけながらも、それをイングランドの現実の政治的諸関係に適用していくことで独自の「政治」論を展開した首席裁判官ジョン・フォーテスキュー John Fortescue (1394?—1476?) を忘れることはできない。英語で書かれ、エドワード4世に献じられたと思われる『イングランドの統治 Governance of England』(c. 1471)の中で、かれは、王によって「政治的に poletically」支配されるイングランドの統治の特徴を明らかにする。

まずかれは *dominium regale* と *dominium politicum et regale* を区別し、各々を次のように定義する。

二種類の王国があり、一方はラテン語で王制的支配とよばれる統治形態をとり、他方は政治的・王制的支配とよばれる統治形態をとります。そして両者の差異は以下のごとくであります。前者の場合、王は自分で制定した法によって人々を統治し、それゆえ人々の同意なしに王の思うままに所有権に制限を置くことや税を課すことができます。後者の場合、王は、人々が同意した法に基づかずには支配できず、それゆえに人々の同意なしにはいかなる税を課すこともできないのであります²⁵⁾。

こうした分類がアリストテレスの影響をうけていることは、フォーテスキューが中世における最高のアリストテレス受容者トマス・アクィナスの言葉をしばしば引用していることから明らかである。たとえばかれは、アクィナスの政治的・王制的統治に対する賞賛を次のように援用する。「聖トマスは上で述べた書物で、政治的・王制的統治を賞賛しています。というのはそのように統治する君主は、王制的にのみ支配する君主のように、簡単に専制的支配に陥ることはないからです²⁶⁾。」

さてこのような政治的・王制的支配がイングランドに確立した経緯をフォーテスキューはおおよそ次のように述べる。人類が文明化し、徳にかなった生活をするようになった頃、建国者ブルートと共にイングランドに渡った人々は、ブルートを王に選び政治社会を創設した。このとき人々と王は「この領国がかれらすべての同意する法によって支配され、正しい状態に置かれるよう定めた。この法はそれゆえ pollicum 政治的と呼ばれ、また王によって執行されるゆえに regale 王制的と呼ばれる²⁷⁾。」それにつづけてフォーテスキューは「政治」の意味を次のように明確に定義する。「政治 policia という言葉は多数を意味する poles と知恵を意味する ycos とから成っています。それゆえ政治的統治とは多くの人々の知恵、あるいは助言者の助言に基づく統治と定義されます²⁸⁾。」

フォーテスキューの時代、多数の知恵を結集して政治的な統治を可能とするものは『インگران

ドの法礼賛 *De Laudibus Legum Angliae*』(c. 1470) の中で示唆されるように議会にほかならなかった。そこでかれは国王は「議会において表現された王国全体の許可、もしくは同意なしには租税、上納金、そして他のいかなる負担をも臣民に課すことはなく、また法を変更したり、新しい法を制定したりすることもできない²⁹⁾」と述べる。このようにフォーテスキューは王と議会による現実のイングランドの統治形態を「政治的・王制的」支配と表現したのである。

フォーテスキューはこのような統治がイングランドにもたらした成果を、王によってのみ支配されるフランスの惨状と比較しながら描く。人々の同意なしに課税できるフランス王は年ごとに税を増し、人々は貧窮化していく。こうして世界でもっとも豊かな国土で人々は極貧のみじめな状態の中で生活するのである。これに対して善き法の下で支配されるイングランドにおいては、人々は豊かで、必要なものはすべて手に入れることができる。その結果人々は強健となり、イングランドに敵対する者を阻止することができ、またかれらに不正を働こうとする国を打ち破ることもできる。「これが政治的かつ王制的法の果実である」とフォーテスキューは断言するのである³⁰⁾。

フォーテスキューの「政治」論は、政治的支配と専制的支配とを区別し、前者を人々全体の福祉を考慮する支配、後者を国王の利益だけを考慮する支配と定義したアリストテレスや、専制に墮することのない混合統治の利点を説いたアキナスの影響をうけていた。それと同時にフォーテスキューは現実のイングランドの統治構造を深く洞察し、その中に「政治的」と呼びうる部分の存在することを発見する。こうしてかれはアリストテレスやアキナスの定義をそのまま適用し、イングランドの統治形態を美化するだけでは決して終わらない独自の「政治」論を展開したのである。フォーテスキューにとって政治的支配とは、議会に結集された多くの人々の知恵と同意に基づいた全体の福祉を可能とするような支配を意味していたのである³¹⁾。

2. コモンウェルス論における policy と politic

さて 16 世紀に入ると、様々の視点からの政治論がイングランドにおいて展開された。そのうちの一つは相互に密接に関係しあうレス・プブリカ *res publica* 論とコモンウェルス *commonwealth* 論を中心に論じられた(以下適当な訳語がないので原語のみを記す)。ここでは *res publica* 論を吸収し、ルネサンス期イングランドの主要な政治論となる *commonwealth* 論の中に見られる *policy* と *politic* の意味を明らかにしていこう。しかし、まず最初に二つの言葉が使われる全体的な文脈を理解するために *res publica* 論と *commonwealth* 論の特徴を概観しておこう。

イングランドにおけるルネサンスは、数多くのギリシア・ローマ古典の受容、大学におけるギリシア語教育の確立をもって花開き始める。ギリシア・ローマ古典のイングランドへの導入に貢献した最初の人々はグロスター公ハンフリー(1391—1447)であった。かれはイタリアの著名な人文主義者と接触し、古典や人文主義的な書籍を熱心に収集した。かれの蔵書の中には、イタリアで新たにラテン語訳されたプラトン、アリストテレス、イソクラテス、プルタークの著作、またキケロ、リヴィウス、カエサル、スエトニウス、プリニウス、カトー、クインティリアヌスなど数多くのラテンの著作が含まれていた。これらの蔵書のほとんどは後に、オックスフォード大学に寄贈され、これによって大学の中では古典に対する関心が高まっていった。

一方1470年から1480年の間にギリシア語に対する研究も着実な第一歩を踏み出し、1500年にはウィリアム・グローシンによってギリシア語の講義がオックスフォードで開始される。また1511年から1514年にかけて、この時期の最高の古典研究者エラスムスがケンブリッジ大学でギリシア語の講

義を行なう。こうしてエラスムスを中心にしてギリシア・ローマ古典の影響を深くうけた人文主義者のサークルがイングランドの知的世界の重要な部分を占めるようになっていくのである。

新しい思想は知的活動の様々の分野に影響を与えたが、政治社会についての議論においても例外ではなかった。この時期の政治論はアリストテレスばかりでなく、プラトンやキケロなどの思想からも多くを吸収し、多様さと厚みを増していくのである。この新しい政治論の特徴は、トマス・モア Thomas More (1477—1535) の『ユートピア *Utopia*』に典型的にみられるように *res publica* 論を中心に展開されるところにあった。

モアは作品の冒頭で最善の *res publica* を描くことを読者に告げ、その名称を正当に主張できる社会は、人々が公共の福祉の実現をめざし、公的な事柄に真剣に関わりをもつ社会である、と結論づける。*res publica* 論で問題とされるのは君主制や貴族制と比較されるような統治形態ではなく、私的利益に支配されない公共の福祉をめざす公正な政治社会であった。モアはプラトンをはじめとする古典の思想家から吸収したものを縦横に駆使し、ユートピアの諸制度を詳細に叙述するが、それによってかれが描こうと試みたのは真の *res publica* 像だったのである³²⁾。

また人文主義者トマス・エリオット Thomas Elyot (1490?—1546) はヘンリー8世に献じた『統治者論 *The Boke named the Governour*』(1531年)の中で *res publica* の正確な英訳である、と主張する *public weal* を次のように定義する。「*public weal* は様々な地位や身分の人々から構成された生きた組織体である。それは公正な秩序の下にあり、理性によって規範的に、また中庸に治められる³³⁾。」この *public weal* のもっとも善く、確実な統治は「服従する人々のためにだけ支配する君主によるものである³⁴⁾。」(傍点は筆者による。以下同じ) エリオットは、こうした君主を助けてより完全な統治をもたらす下位の統治者への教育論を *public weal* 論の中心に置いた。そしてかれはこの公正な *public weal* 論の素材を「自分自身の経験からばかりでなく、ギリシアとラテンのもっとも高貴な著作家たちの言説から集めた³⁵⁾」と明言するのである。

ところでエリオットが *res publica* という言葉が長い間、*common weal* と不正確に訳されてきた、と指摘し、またトマス・スミス Thomas Smith (1513—1577) が *De Republica Anglorum* というタイトルの下でイングランドの *commonwealth* について論じたように³⁶⁾、当時の人々にとって *res publica* と *commonwealth* はほとんど同義であった、と考えることができるだろう。しかしこの二つの言葉の微妙な相違は無視されてはならない。*commonwealth* を問題とするほとんどの論者は、ただ公正な *commonwealth* を描くだけでなく、現実の社会が抱える様々な問題を指摘し、それらに取り組み、解決することではじめて真の *commonwealth* が実現することを強調するのである。

政治史の視点から見ると、ルネサンスが花開き始めたこの時期のイングランドは、内乱を終結させ、散発的な混乱を経験しながらも、長期の安定した平和を享受し続けた。一方、人口の増加や経済の発展にともなう社会の流動化と変貌は、困り込み運動に象徴されるような様々の矛盾や社会問題を生み出した。さらにヘンリー8世による宗教改革は改革派と保守派両方のエネルギーを解き放ち、宗教世界に持続的な混乱をもたらした。しかし平和の確立と政治権力の強化は、内乱の中では比較的等閑視されざるをえなかったこれらの社会問題への取り組みを可能とする状況をもたらした。また致命的な分裂をひきおこすことなく、宗教問題を調停しえた。これに呼応して、政治社会全体を対象として、そこでの問題点を指摘し、改革案を提示する政治論が現われてくる。この政治論の中心にあるのがコモンウェルスであった。エルトンの言葉を借りれば、「改良と改革は、われわれが知るであろうように16世紀初め、他のあらゆる場所と同様にイングランドにおいても一般的

な風潮となっていた。……イングランドにおいて、この理念と抱負は雑多に混じりあってコモンウェルスの観念に集中したのである³⁷⁾。」

ところで、このように現実問題に対する取り組みから発したコモンウェルス論は、前述の *res publica* 論から嚮導的な理念と全体的な枠組を与えられることによって、この時期の政治論の中心的な位置を占めるようになった、ということができよう³⁸⁾。

さて、それでは多くの人々によって用いられる *commonwealth* という言葉はどのような意味をもっていたのだろうか。晩年獄中から『コモンウェルスの樹 *The Tree of Commonwealth*』を新王に献じた、かつてのヘンリー7世の高官エドモンド・ダッドリィ Edmund Dudley (1462?—1510) は、コモンウェルスを自然の脅威から動物を守る大樹にたとえて次のように描く。「この領国、あるいはその臣民もしくは住民のコモンウェルスは、さえぎるもののない原野や草原にそびえる堂々とした力強い大樹にたとえられるかもしれない。それが作る隠れ場所や木陰の下で、肥えたものもやせたものもすべての獣は季節ごとの暑さや寒さから守られ、元気付けられる。同じように、このコモンウェルスの樹が大地にしっかりと根をおろしている領国の臣民は高貴なものから身分の低いものまですべて、困難から助けられ、安らかになるのである³⁹⁾。」

またエドワードとエリザベスの下で政治家として活躍したスミスは *commonwealth* を次のように定義する。「コモンウェルスは、戦時においても平時においても自らを守るために、共同の意志と誓約によって集まり、結合した自由な人々の社会、あるいは共同の活動である⁴⁰⁾。」スミスによれば、コモンウェルスはいくつかの身分によって構成されるが、その中の一つによって支配されることはなく、優劣はあるにせよ、すべての身分がなんらかの形で統治に関わる政治社会であった。

1600年、オクスフォードの学者トマス・フロイド Thomas Floyd (fl. 1603) は『完全なコモンウェルス *The Picture of a Perfit Common Wealth*』の中で言葉の起源をたどりながら、コモンウェルスを次のように定義する。「このコモンウェルスという言葉はラテン語の『人々の事柄』という意味の *Res publica* に由来する。古代ローマ人はコモンウェルスもしくは市民の社会による統治を *Res publica* と呼んでいる。また *Res publica* は古代ギリシア人によっては *Polutia* というギリシア語に由来する政治的統治と呼ばれる。*Polutia* は公正な秩序を保ち、中庸な理性によって支配される都市の体制もしくは状態を意味している⁴¹⁾。」

このように力点のちがいはあるが、当時の人々がコモンウェルスという言葉で喚起するものは「すべての人々の意志や利益が考慮される公正な政治社会」であったといえるだろう。コモンウェルス論の説明はこれで十分とはいえないが、本題に入ってこの中で使われる *policy* と *politic* の意味を明らかにしていこう。

「コモンウェルスとは何であるか。それはどこに存在するか。わが国においてコモンウェルスの何が欠け、何が傷ついているか。どのように、どのような手段で、良き *prudence* と *policy* をもってそれらが正され、回復させられるか⁴²⁾」を論じたトマス・スターキー Thomas Starkey (1499?—1538) の『レジナード・プールとトマス・ラプセットの対話 *A Dialogue between Reginald Pole and Thomas Lupset*』(1536年) は典型的なコモンウェルス論といえるだろう。人文主義者であり、かつヘンリー8世やクロムウェルのために現実の政治世界で働くスターキーは、イングランドの現状に対する批判的な観察者でもあった。かれは経済、宗教、政治などイングランドのあらゆる分野が抱える問題を容赦なくめぐり出していく。人口の減少、貧困、物価の騰貴、貨幣の国内からの流出、教会の世俗化と金銭欲、そして司法制度の腐敗と硬直化。これらの問題の解決をか

れは「理にかなった中庸を守り、注意をコモンウィールにすえ、その活動、思考、行為のすべてをなによりもまず、コモンウィールに向けることをえらぶ⁴³⁾」人々に期待するのである。

しかしここで問題になるのは *commonwealth* を論ずる中でスターキィが *policy* や *politic* をどのような意味で用いていたかである。スターキィによれば、*commonweal* とは「国や都市や町とともに集まり、人間の本性と尊厳に応じた徳にかなった方法で、文明的な生活へと統治さるる人人の豊かで完璧な状態⁴⁴⁾」であった。そして、かれは *politic rule* の目的を「人間本性の尊厳に応じた有徳な生活へと人々を導くこと⁴⁵⁾」である、と断言する。スターキィにとって *politic rule* は *commonweal* の実現を可能とするものであった。このように政治を市民の徳の実現と不可分のものとして考えるプラトン・アリストテレス的な政治観は、16世紀に入ってコモンウェルス論と結びつけられ、14世紀におけるアリストテレスの政治論の受容、そしてフォーテスキューの *politicum dominium* を強調する政治論とつながる政治論の伝統の形成に寄与することになるのである。

さて『対話』の中でスターキィはいくつかの対比を用いながら *politic* の特徴を明らかにしている。野獣のような野蛮な状態にあった人々が「知恵と *policy* によって文明的な秩序と *politic* 生活へと導かれた⁴⁶⁾」という言葉が示すように、*politic* は *rude* あるいは *bestial* と対照させられる。スターキィによれば、かつて人間は都市や町も、また法や宗教ももたずに原野や森の中を獣のように放浪していた。その時代、人々は理性や規則に導かれることもなく、悪へと向かい易い気まぐれや度をこした感情に支配されていた。しかし人間の優れた本性と尊厳とを考慮する卓越した知恵と *policy* とをもつ者に導かれて、人間は次第に野蛮な状態を脱していく。かれらは都市を建設し、不完全ではあるが法を制定した。そして人々が有徳になっていくにつれて、*politic men* によってすぐれた法が制定されるようになり、人々は文明的生活へと導かれていったのである⁴⁷⁾。

スターキィは文明生活を、「よき政治的秩序 *good and politic order* の中でともに生き、各人が各人に対してすすんで善をなし、いわばあらゆる徳と誠実へと向かう協同のようなもの⁴⁸⁾」と定義する。スターキィにとって「政治的 *politic*」なものは文明的生活を可能とし、またその中においてのみ存続できるものである、といってよいであろう。

スターキィはまた *politic* と *contemplative* を対照させている。かれはコモンウェルスの事柄に関わることを放棄し、自然の奥義をきわめる研究に没頭する古代の哲学者の考えを次のように述べる。「かれらにとって都市や町を秩序付け、支配する方法を知るよりも、神や自然の全過程を知ることの方が、つまり人間の知恵が *policy* によって制定した法よりも、自然が人間の心の中に確かに刻みこんだ法を知ることの方がよりよいことに思われた。このうち一方は *the civil and politic life* に属し、他方は *the quiet and contemplative* に属する⁴⁹⁾。」この自然の瞑想はそれ自体としては人間精神のよりすぐれた完成である、と認められながらも、コモンウェルスの問題に関わる *politic life* がより必要とされるものであり、まず最初に選ばれるべきである⁵⁰⁾、と主張される。

スターキィにとって「政治的な生活 *politic life*」とは、まず精神をあらゆる徳で飾り、自らを完成させ、それからその完成を他の人々に伝えることであり⁵¹⁾、また「*prudence* と *policy* によって国を助けること⁵²⁾」であった。すなわち *politic life* とは自らが修得した徳を、同じ社会に住む人々のために役立てることを意味するのである。ここでは *politic* の公的で、全体の利益に仕えるという性格が強調されるのである。

全体の利益のための奉仕は *politic rule* あるいは *just policy* と *tyranny* とを比較する際の基準ともなる。スターキィはこの二つの支配の特徴を次のように描く。権威をもち、国家を支配するものが自分自身の個人的利益や全体ではなく一部の人々の私的な幸福に目を向けることなく、か

これらの配慮、活動、行為のすべてを全体の福祉に向ける限り、秩序は健全であり、徳にかなった文明状態へ向かう。これが *good policy* である⁵³⁾。しかし支配するものが野心、羨望、悪意、またそれに似た感情で腐敗し、自分自身の個人的な幸福や快楽や利益にしか目を向けなくなるとき、この健全な秩序は強烈な専制支配にかわる。こうしてあらゆる文明の規則は破られ、*politic rule* も *civil order* も存在しえなくなるのである⁵⁴⁾。このように全体の福祉に対する配慮の有無を基準として *politic rule* と *tyranny* とは明白に相対立するのである。

スターキィの専制支配に対する批判は、「政治的」支配の別の特徴をも明らかにする。かれは、いかなる人であれ、ひとりの人間に統治に関する事柄を処理する権限を与えることは大きな誤りである、と説く。なぜならそうした事柄すべてをひとりの人間の自由な意志や自由に委ねることは専制的支配への門を開くことになり、またあらゆる文明状態の破壊の元となり、「政治的」秩序や支配を無効にし、転覆させるからである⁵⁵⁾。このようにひとりの人間の支配が抱える危険性を指摘するスターキィは「政治の事柄」については多数の知恵が不可欠である、と主張する。なぜならひとりの人間の知恵は通常、「政治の事柄」においては、多数の知恵ほどに目的を達することができない⁵⁶⁾、からである。こうした考えは、イングランドの統治についての次のような提言となってあらわれる。「コモンウィールの状態にとっては、君主にそのような決定的権威を与えず、それを王国の人々の共同の協議、わが国においてはここに参集した議会の共同の協議に委ねるほうがずっとよい。というのは君主に認められたそのような大権はあらゆる法や *policy* を破壊するからである⁵⁷⁾。」

以上のように反政治的、非政治的なものとの対比を通してスターキィが抱く「政治」観の輪郭のはっきりしたものとなる。人文主義者スターキィにとって「政治」とは、文明化された社会においてはじめて可能となる、人間の尊厳にかなった有徳な生活を実現しうる統治であった。そして「政治」は、すべての人々の福祉を第一に考える *prudence* と *policy* とをもった多数の人々によって担われるものであった。

スターキィに見られるような「政治的」と「専制的」との対比はアリストテレス以来の伝統的な手法であるが、それはこの時期のイングランドにおいて、コモンウェルスの危機を感じる論争家の中でより鮮明な形をとった。かつてエドワード6世の下でウィンチェスター主教をつとめたジョン・ポネット John Poynt (1514?—1556) の政治論はその典型的な例である。かれは亡命先のシュトラスブルグから、イングランドが教皇派の活動によって危機に瀕していることを訴える。「エドワード王が没し、いまわしい教皇のミサが復活していらいこの2年の間、神の呪いによって食糧は不足し、大地は以前のように豊かな実りをもたらさない⁵⁸⁾。」また、人々の征服と破壊を画策する教皇派の聖職者のたくらみによってコモンウェルスの構成員の間に恨みや敵意が広がっている⁵⁹⁾。

このようにイングランドの現状を認識するポネットが期待するのは真の *politike power* の確立であった。かれは『政治権力小論 *A Short Treatise of Politike Power*』(1556年)の中で「政治」権力の起源、機能を絶対的権力 *absolute power* と対比させながら定義していく。ポネットによれば「政治」権力は神に由来するものであった。神は自然法の違反者を罰するために、またすべての人々が共に平和にくらし、神に仕えるよう、人間に「政治」権力を与えた。「政治」権力の担い手は公正に法を制定し、執行することを神によって命ぜられる⁶⁰⁾。「政治」権力によって統治される国家の目的は「正義の維持であり、上級者や統治者ばかりでなく、全体の人々の豊かさや便益を計ること⁶¹⁾」である。ポネットは、「コモンウェルスは神によって定められたのであるから、その支配者は他の構成員を圧迫することはできない⁶²⁾」と主張する。あらゆる種類の人々が集まり、すべて

の人の知恵と同意なしにはなにごともしえないイングランドの議会はそのための手段として神が定めたものである⁶³⁾。

この「政治」権力に対してポネットは *absolute power* を次のように定義する。それは「好むままに法を無視し、罰や害をうけることなしに恣意的に自然法、神法、実定法、そして国々の慣習に反して振舞い、それらを破り、そして臣下を獣のように、また主人が農奴や奴隸に対するように使役し、かれらから財産を不正な手段で奪い、臣下の破滅のために用いる⁶⁴⁾」権力である。王や君主やコモンウェルス⁶⁵⁾の統治者は、絶対権力をもたないし、また要求することもできない。なぜなら、かれらの権威は正義を維持し、罪のないものを守り、邪悪なものを罰することに限定されているからである。

以上の議論からポネットは、数多くの不幸と災いをもたらす絶対的で専制的な権力を行使する専制君主の殺害を認める過激な結論を導きだす。かれはこの結論を自然法や神法などによって論証しようとするが、その中でもかれのコモンウェルス観がきわめて重要な位置を占めていた。「人々はいかにかれらの君主よりもかれらの国を尊重すべきである。いかなる人であれひとりの人間よりもコモンウェルスを尊重すべきである。というのは国やコモンウェルスは王よりも上位にあるからである。神の次に人々はいかにかれらの国を愛し、その構成員のだれよりも前にコモンウェルス全体を愛さねばならない。王や君主は構成員にすぎず、コモンウェルスは王が存在しなくとも十分に存立でき繁栄できる。これとは反対に、コモンウェルスなしには王は存在しえない⁶⁵⁾。」

以上のようにポネットにとって絶対的権力はコモンウェルスの存立とは相容れないものであり、政治権力のみがコモンウェルスの統治を委ねられるのである。絶対的権力に対する警戒は、状況に応じてその行使を認める人々の中にも根強く残っていた。たとえば前述したスミスは、すべての者が武装し、法の効力が停止する戦時においては絶対的権力による統治を認めるが、それは「平時においては、それを行使する者にとって、そして行使される人々にとってはさらに一層危険である」と説くのである⁶⁶⁾。

ところで直接的な比較を行ってはいないが、フランシス・ベーコン *Francis Bacon* (1561—1626) もいくつかの文書の中で *politic government* と *absolute government* について論じている。かれはエリザベス女王を賞賛する文書をいくつか著わしているが、その中で女王の統治を *her politic, clement and gracious government* あるいは *most politic and happy government* と表現している。この「政治的」統治の内容としてベーコンが繰り返し強調するのは、議会での同意に基づく税制と国民のための財政とであった。かれはエリザベスの治世下で税がどのように集められ、使われるかを次のように述べる。「新しい税や負担、そして金集めの政策が人々に押しつけられたことはなく、臣民の献金が議会の同意によって、昔と同じような率で、しかもきわめて穏やかな査定の下で強制されることなく捧げられた。そればかりでなく新しい形式の賦課金が議会において臣民たちによって与えられ、人々の献身のしるしとして受け容れられたが、けっして慣行となることはなかった⁶⁷⁾。」こうして集められた税は「法外な建築物や節度のない贈与、あるいは野外劇や娯楽、その他の国庫を浪費させる類のものに使われることはけっしてなく、女王陛下の臣民の保護のために用いられた⁶⁸⁾」と賞賛されるのである。

こうした賞賛は「国王は議会において表現された国民の同意なしには、いかなる負担をも臣民に課することができない」とするフォーテスキューの *politicum et regale* なイングランドの統治に対する賞賛と同列にあるとあってよいだろう。一方、ベーコンは、スペイン王フェリペが「臣下を絶対的に支配し *absolutely ruling*⁶⁹⁾」、また「低地諸国に絶対的で軍事的な統治 *an absolute*

and martial government をしき、人々の自由を抑圧しようとしている⁷⁰⁾」と報告している。ペーコンにとって politic and gracious government は absolute and martial government とは対照的な人々の同意に基づく、国民すべてに恩恵を与える統治を意味していたと考えられるのである。

さて、これまでフォーテスキュー以来、dominium politicum, politic rule, politic power politic government などを通して politic という言葉の意味を明らかにしてきたが、ここで注目すべきことは、「政治的 politic」という言葉が、統治にかかわること全般を示す価値中立的な言葉でも、また君主制や貴族制と比較されるような統治形態の特徴を示す言葉でもけっしてないことである。それは積極的に評価され、またその実現が求められるべき統治を形容する言葉だったのである。アリストテレスやトマス・アクィナスにまで遡ることのできる「政治的」なものに対するこうした態度は、15世紀のイングランドに根をおろし、それ以降イングランドの政治思想、あるいは現実政治の中で重要な役割を演じつづけていくことになるのである。

たとえば1680年代、ジョン・ロックは『統治二論 *Two Treatises of Government*』の中で politic society の樹立と politic power の確立とを訴える。かれは、「政治」社会の起源がひとつの社会を結合、組織しようとする個人々の同意に依拠する、と繰り返して主張し、また「政治」権力を「各人の利益と所有の保護のために用いられるという明示、または黙示の信託の下に、各人が自然状態においてもっていたものを社会の手に与え、そして社会の上に建てられた統治者に与えた権力⁷¹⁾」である、と定義する。これに対してかれは専制権力 despotical power を「ひとりの人間が他人を支配し、その欲するときにかれの生命を奪うことのできる絶対的で恣意的な権力である」と定義し、「それが社会の目的とも統治の目的とも両立しない⁷²⁾」と主張する。ロックにとって「政治」権力は、専制的権力にかかわってイングランドに実現されねばならないものだったのである⁷³⁾。

3. イングランドにおける新しい政治の確立

ルネサンス期イングランドの人々は「政治」に対して強い関心を示していた。このことは純粋な政治論においてばかりでなく、ペイジェントや戯曲、あるいは論争的な宗教上のパンフレットにおいても policy や politic という言葉が数多く登場することからも明らかである。そして、いつの時代にもそうかもしれないが、かれらの policy や politic に対する態度はアンビヴァレントであった。

たとえば「政治」は新しいロンドン市長を祝賀するロード・メイヤーズ・ショウのペイジェントにおいて「協定」、「知恵」、「神の真実」、「豊穡」、「忠誠」などと共にイングランドの平和を支える主役として登場する⁷⁴⁾。また1602年スワン座で上演された政治的ペイジェント『イングランドの喜び』における「政治」の位置は人々の賞賛をはっきりあらわしている。このペイジェントの筋書きによれば「……われらの女王エリザベスの戴冠によってイングランドの喜びが登場する。陛下の王位には、平和、豊富、そして政治が仕えている⁷⁵⁾」のである。

他方ベン・ジョンソンの戯曲『ヴォルポーネ』に登場する自称「政治」氏 politic would-be はマキアヴェリを信奉する軽佻浮薄な自称・策士であった⁷⁶⁾。またシェイクスピアはハムレットに「政治屋の蛆虫ども a certain convocation of politic worms⁷⁷⁾」とはきずてるように語らせ、『十二夜』の中ではアンドルーに「政治 policy なんても大嫌いだ。政治家 politician なんかなるよりは、ブラウン一派の坊主になる方がまだましだ⁷⁸⁾」と語らせる。さらにイングランドの国教会

の徹底した改革を目指す戦闘的なピューリタンたちは国教会の指導者たちを「ほとんどの場合、移ろいゆくこの世のものに身をやつし、真剣に神の大義を促進し、その真理を公けにするよりも、世俗的な政治 worldly pollicie を好み、それに従っている⁷⁹⁾」と批判している。

このように舞台上や論争の中で毀誉褒貶の対象となる policy や politic は、伝統的な統治形態論の中で述べられてきたものとは異なった意味をもっていた。当時の人々が強い関心を持ち、盛んに問題とした「政治」とは、それではどのようなものだったのだろうか。本節はこの問題を明らかにしていこう。

さてこの場合にもまた、policy と politic という言葉が使われる文脈がこれらの言葉の意味を明らかにする手掛りとなる。この点において注目すべきことは policy や politic が、多くの場合、いくつかのきまった言葉と併記して使われていることである。その例を挙げてみよう。ダッドリィはイングランドの庶民に向って「政治的で思慮のある庶民 polittique and discrete commoners⁸⁰⁾」と呼ばれるのは賞賛に値する、と記し、またヘンリー8世について「もっとも高貴な人々からもっとも卑しい人々に至るまですべての臣民を善き調和と統一の中に保ち、また大いなる配慮、知恵そして政治 the greates studies, wisdom and pollicie によってすべての臣民を武力による争いのない善き平和の中に保ってきた⁸¹⁾」と述べる。ウルジーの伝記作者キャヴェンデンシは「ウルジーの頭脳が鋭い知恵と政治 subtle wit and policy にあふれていた⁸²⁾」と記し、またヘンリー8世が「政治的で思慮深い君主のように like a politick and a prudent prince⁸³⁾」問題を処理した、と賞賛している。

1532年の「聖職禄取得納金支払い禁止法」は「王国の貴族身分と賢明で経験に富み、そして政治的な庶民 the wise, sage, poletique commons⁸⁴⁾」が議会において、聖職禄取得納金の不法な支払いを禁ずる法を制定したことを明示する。また1536年の「第二次王位継承法」は「国王陛下が、首尾よく、思慮深く、政治的に、そして公平に most victoriously, prudently, polytykely and indifferently この王国を維持し、守り、統治し、そして支配し善き平和、平穩、泰平、そして服従をもたらしてきた⁸⁵⁾」と記す。

先に述べたスターキィは『対話』の中で、“prudence and policy”あるいは“wisdom and policy”という併記を繰り返し用い、それらが祖国を助け、また人々を善き秩序と文明状態の中に保つことに貢献することを強調する⁸⁶⁾。またかれにとってそれらはコモンウェルスが抱える問題の救済策をみつけるものであった。また『コモンウェルスの城壁 The Castle or Picture of Pollicy of Commonwealth』(1581年)の著者ウィリアム・ブランディ William Blandy (fl. 1580)は“skill and pollicye”, “witt and pollicie”, “wisdom and pollicy”のように skill, witt, wisdom と pollicy とを併記している⁸⁷⁾。さらに1588年、スペインの侵攻が撃退された直後、国防の強化を説く勧告は「徴兵と兵の訓練が王国全体にわたってもっとも思慮深く、政治的に prudently, politickly に命ぜられる⁸⁸⁾」ことを主張している。

以上のように無作為にいくつかの例を示してきたが、ここからも明らかなように policy や politic は wisdom や prudence, wise や prudent とほとんど同義の言葉として用いられるのである。そしてここで注目すべきことはこの時期の政治論のほとんどが policy と prudence との結びつきをとくに強調していることである。アリストテレスの影響を明らかに受けているこれらの政治論は、思慮 prudence を賢明な統治に不可欠の資質であると説く。ブランディは「prudence は人々のためになる統治に関する知識の中にある。それはわれわれに自身や家族を賢明に治めるだけでなく、大きな都市やコモンウェルスを政治的に支配すること rule poletickly を教える⁸⁹⁾」と説く。

1594年英訳され、イングランドにおいて広く人々に読まれることになった『政治学六卷 *Six Books of Politickes or Civil Doctrine*』の中でオランダの人文主義者リプシウス Justus Lipsius は次のように述べる。「君主にとって *prudence* はもっとも必要な徳である。それなしでは権力も富も役には立たない。それら3つは混ぜ合わせられるべきであるが、統治において *prudence* は他の二つよりも力を発揮する⁹⁰⁾。」あるいは「*prudence* を用いることはあらゆるこの世の事柄において必要であるが、とくに統治において必要である。というのは *prudence* なしには、統治は弱体で微力であるばかりでなく、まったく無きに等しいといってもよいくらいだからである⁹¹⁾。」

また1606年に出版された詩人でもあるバーナビー・バーンズ Barnabe Barnes (1569?—1609) の『公務論四卷 *Four Bookes Offices*』では *prudence* がもっとも力を発揮する部分として政治の世界が挙げられる。バーンズによれば人々の集まりであるコモンウェルスは「*prudence* の第3の部分である政治 *policie* によってその諸事を維持し、保護し、そして治めることができる⁹²⁾」のである。またエリザベス女王に側近として仕えたウォルター・ローリィ卿 Walter Raleigh (1552?—1618) は *prudence* を次のように定義する。「*prudence* は君主にとってふさわしい徳であるばかりでなく、他の徳のどれよりも必要不可欠な徳であるように思える。というのはあらゆる人間活動は日々 *prudence* を用いることを必要とするが、国家や統治に関してはとくに必要とされるからである。*prudence* は統治に固有で、他のいかなる徳にもまさって不可欠な徳である。(アリストテレス)⁹³⁾」

「政治 *policy*」と「思慮 *prudence*」との密接な関係は15世紀にアリストテレスの政治論をイングランドに紹介したホクリヴやリドゲイトにおいても強調されていた。かれらにとって *prudence* は「中庸」、「剛毅」、「正義」などの他の徳を導いて倫理的に完成された政治社会の実現を目指すものであった。しかし16世紀に人々が手にした政治論の中では、リプシウスに顕著に見られるように、*prudence* には「権力と富」を利用して強力な統治をしき、あるいは人々の道徳的完成を視野のうちに置くことなく、ただ外面的な秩序を維持するだけの役割を担うことが期待されるのである。このことは後で詳述するようにルネサンス期の人々の関心を集め、論じられた「政治」が、倫理的な装いを次第に脱ぎ捨てていったことを示唆するものであろう。ローリィが明確に定義するように政治とは「コモンウェルス統治の技能 *an art of government of a commonwealth*」なのである⁹⁴⁾。ルネサンス期イングランドの多くの人々にとって「政治」は、*prudence* に支えられた賢明な統治、あるいは政策を意味していた。こうした統治こそこの時代がもっとも必要としていたものだったのである。

ここで少し *policy* が追求された時代の背景を垣間見ておこう。すでに述べたようにテューダー朝の下での平和の確立は真のコモンウェルスの実現を可能とし、人々はそのための方法としての「政治的」統治を高く評価し、追求した。しかしこの時代がなによりも必要としたのは、次から次へと生起する新しい問題に取り組み、解決し、平和と秩序を維持しつづけていくことであった。16世紀を通じての経済生活の変貌は社会の流動化や貧困などこれまでに経験されたことのない多くの問題を生み出し、また国王を教会の首長とする独自の宗教改革は宗教問題に関して、世俗の統治者が取り組まなければならない問題を増大させていった。こうした状況は統治機構の整備、拡大を促し、またその結果生まれる財政上の負担の増加によって議会に代表を送る広範な国民の助力を必要としたのである。

このように膨張し、しかも国民の協力を調達しなければ機能しえない統治機構の担い手は、実務に有能で処世術にたけた新興の宮廷人たちであった。かれらは武勇を頼りとする旧来の有力貴族や

伝統的な法に固執するコモン・ローヤーとは異なる新しいタイプの統治の担い手であった。かれらは「政治的」賢明さを武器とし、国王に対する助言を通して政策を形成し、平和と秩序の維持を実現していった。そしてかれらこそは、この時代の人々から politician あるいは statesman と呼ばれ始めた統治の新しい担い手たちだったのである。

この時期の政治論は、政治家に対して次のような様々の関心を示している。ベーコンは女王のペイジェントでの催物の中で statesman を登場させ、かれが追求すべき活動を次のように列挙する。

同盟者との良好な関係を負担なしに維持すること。戦闘に入ることなしに敵の試みを挫くこと。不正のみせかけなしに新しい占有に対する権利を国王に与えること。不平を言わせずに王の財政をみtusこと。強権を用いずに暴動や反乱を鎮めること。人々が過度な欲望をもたないようにすること⁹⁵⁾。

ベーコンにとってこれらが政治家がたずさわるべき主要な policy であり、matter of state なのである。

またリプシウスは『政治学六卷』の読者として政治家 politicians を想定している。かれは「いかなる場合でも嘘をついてはならない」という勧告に対して、「政治家であるあなたはこれに対してどのように答えるであろうか」と問いかけ、「軽い腐敗や欺瞞は善良で法に従う王がコモンウェルスの利益のために、邪悪なものに対して用いるときにのみ、大きな罪にはならない⁹⁶⁾」と自ら答えている。またエドワード・フォーセット Edward Forsett (1553?—1630?) は『自然体と政治体 *A Comparative Discourse of the Bodies Natural and Politique*』(1606年)の中で、「コモンウェルスにおいては、主要な政治家 statesmen のすぐれた才能と仕事の賢明で政治的な wise and political 配置とがなければならない⁹⁷⁾」と提言する。さらにかれは「賢明で経験に富んだ政治家 wise and expert politicians が公共の利益のために日々すること⁹⁸⁾」に注目し、そこから統治のための教訓を導き出そうとするのである。

以上のように統治が武力を頼りとするのでできない、また必ずしも法律の専門家ではない政治家によって担われたということから、さらに「政治」の特徴を掘り下げていく手掛りがえられるだろう。すなわち「政治」は戦乱や反乱がひんぱんに起こる時代には重要な統治手段であった武力と区別され、またそれに優るものとして評価されるものである。たとえば、1532年トマス・クロムウェル Thomas Cromwell (1485?—1540) はスコットランド平定に成功したノーサンバランド伯に対して「政治的ならびに軍事的方法 poletique and warlyke Facion⁹⁹⁾」を用いて、敵に妨げられることのないよう注意を促している。エリオットは軍事的なものとはっきりと対照させ、「武勇にひいで軍事に熟達した者 a man of moch prowessse and right expert in martial affayres」が「力よりも知恵によって、また政治を徳と勇氣に結びつける学識によって by wysdome than power, also by lerning, addyng policie to vertue and courage 打ちまかされた」事実を教えている¹⁰⁰⁾。またコモンウェルスの抱える問題の解明とそれへの取り組みを論じた対話(1581年)の中で著者は「帝国や王国は人々の雄々しさや武力によって by the manhode and force of men というよりも、主として学問を通して獲得される知恵や政治により by wyse-dome and policy 獲ち取られ、維持される¹⁰¹⁾」と述べる。さらにトマス・フロイドは「思慮分別や政治は人々を治めるのには武勇よりもずっと力がある。Counsell and policie are of more

force to subdue, than valour.」と述べている¹⁰²⁾。

一方ベーコンのペイジェントの中では、兵士と政治家が別々に登場し、共に辛辣な批評の対象となる。すなわち兵士と政治家にそれぞれの立場からの提言を述べさせた上で、かれは二つの職務を次のように批評する。武力の行使はあらゆる徳を血塗られたものとし、兵士から理性の使用を奪う。また好機を手離すまいとし、運命と格闘する政治家の人生は舞台上での終ることのない演技である¹⁰³⁾。ここではこの批評の意味を問うことはしないが、ベーコンは以上のように政治と軍事とを明確に区別するのである。

以上のいくつかの例が示すように「政治 policy」は「武力 force」や「武勇 valour」と共に統治や支配に必要な手段として挙げられるが、両者は截然と区別されていた。ここから「政治」はこの時代「武力」や「武勇」に頼ることのない prudence に基づく賢明な統治や支配の方法として理解されていた、ということができるだろう。

さて「政治」とは区別されるもう一つの統治の方法は、法に基づく統治であった。それは数世紀にわたってつづいてきた伝統的な統治方法であり、この時期の人々にとっても周知のものであったにちがいない。法に基づく統治とは取り組まねばならない問題に応じて慣習化された膨大な法体系の中から適切な法を発見し、適用することで問題を処理することであった。この時期の、あるいはこれ以前の時期の公的文書に頻繁に見られる「この王国の古来の法と慣習によって by the ancient law and custom of this same realm」という言葉は、統治における決定が法によって支配されていたことを示すものである。

しかし、スタティックな社会においては有効であった法による統治は、変化の激しい社会ではその力を失い、それに代って「政治 policy」に基づく統治が抬頭してくるのである。1535年、ヘンリー8世の下でもっとも有能な政治家であったトマス・クロムウェルはノーフォーク公宛の書簡の中で law や statute に代って、policy が問題の処理に重要な役割を果たすことを次のように強調した。

もしそのような目的のためにすでに制定された法や法令が一つもない場合には、国王陛下は顧問会議の助言をかりて、そのような危険に対処するためになにをなしたらよいのだろうか、と大法官や首席裁判官らに諮問しました。これに対して首席裁判官は次のように答えられました。「そのような危険を避けるために他の場合と同様にこの場合も、国王陛下は顧問会議の助言によって随意に布告を出し、その他あらゆる政策 policies を用いてもよい。そしてそのような目的のために王と王の顧問会議によって作られた布告書や政策 policies は議会その他で制定された法と同じような効力をもつ。」こうした見解をうることができたことは喜ばしいことであります¹⁰⁴⁾。

このクロムウェルの言葉は、新しい状況の下で法に基づく統治ではなく、「政治」に基づく統治が必要とされ、重要な意味をもつようになったことを示している。

「政治」による統治と法による統治とのちがいは現実政治の世界に身を置く人々によって一層はっきりと自覚されていたにちがいない。エリザベスとジェームズ両国王の下で国政の中心にあったベーコンは二つのちがいを指摘するばかりでなく、法に対する政治の優位を説く。かれは『司法について』と題するエッセイの中で「正しい法律と真の政治 just laws and true policy が対立するなどと根拠もなしに考えてはならない¹⁰⁵⁾」と述べ、両者の協力の必要を次のように説く。「国王と

統治者側が裁判官とたびたび協議し、逆にまた裁判官が国王や政府とたびたび協議するときに国家は幸福な状態にある¹⁰⁶⁾。」しかしその一方で、かれは裁判官はあくまでも王の統治権に服すべきことを強調する¹⁰⁷⁾。またベーコンは『学問の進歩』の中で、統治の比較的公開されている部分である法に関する学問の重大な欠陥として、法が哲学者や法律家によって考察されるが、政治家によって考察されないことを挙げる¹⁰⁸⁾。かれにとって法についての学問は既存の法をそのまま認めるのではなく、政治家の観点からそのあるべき姿を追求し、またその適用の条件や社会に対する影響力をも同時に考察すべきであった¹⁰⁹⁾。法は全体の状況を考慮にいれて立法し、執行する政治家によってもっともよく機能する、とベーコンは考えていたにちがいない。

ポコックの言葉を借りて論点をもっとはっきりさせるならば、純粋に政治に基づく統治術は司法からも立法からも超然としていたのである。それは事態を法によって制御するという望みはすべて放棄した上で独特で、不確定な、そして予期しえないことに対処する神秘的な、ある意味では非合理的な技術であった¹¹⁰⁾。現実の統治や統治についての考察においてはもちろんこのように極端な区別はなかったとしても、「政治」と法が統治における異なる側面であることはこの時代の多くの人々によって自覚されていたにちがいない。

さて、これまでの叙述からも明らかなように平和ではあるが変化の激しい状況に対し、*prudence* に基づいて柔軟に対応できる「政治 *policy*」は、武力や法とならんで、あるいはそれらを傍に押しやるほどに重要な統治の方法となっていくた。そしてこうした「政治」は多くの人々によって注目され、高く評価されることになったのである。しかし、新しい統治方法としての「政治」がもっとも注目を浴びたのは、それが宗教や道徳と対照されるときであった。

「政治」はまず、宗教や道徳に反すると見られ、激しい批難の対象となる。ポネットによれば「政治」は赤裸々な強権とならぶ悪魔の方法の一つであり、狡猾 *subtilitie*、べてん *deceates*、悪知恵 *craftes* と同列のものであった¹¹¹⁾。マーロウの『マルタ島のユダヤ人 *The famous tragedy of the rich Jew of Malta*』(1589 年) の中では「政治」は、マルタ島を手中に収めようとするユダヤ人バルバロスの策略として次のように描かれる。「こうしてお前は策略によって *by the policie* 偉大な地位、強大な権力を手に入れた。おれはマルタ島の支配者だ。……なにしろ悪事によって権力を手に入れたのだからしっかりした策略で *by firme policy* そいつをりっぱに維持しなければならない¹¹²⁾。」また 1572 年に匿名で出版された『女王エリザベスとイングランドの王冠に対する叛逆の書 *Treatise of Treasons against Queen Elizabeth and the Crown of England*』の中で、カトリック信仰に共感を寄せる著者は、「政治」によって統治されているイングランドがマキアヴェリ的国家 *Machiavellian state* に墮落している、と警告する。「そこでは宗教が第二義的でもっともふさわしくない場所に置き去りにされている。すなわち世俗の政治 *civil policie* が宗教よりも優先され、いかなる宗教の規則によっても限定されず、かえって宗教が移ろいゆくものと政治 *the time and policy* の奉仕に向けられるのである¹¹³⁾。」また政治家は、カトリックの論争家によって「政治的な争いや議論を宗教の問題へともちこむ¹¹⁴⁾」無神論者というレッテルを貼られるのである。

このように劇場の舞台上でも、信仰上の論争の中でも、「政治」はマイナスのイメージを付与されて論ぜられることが多かった。そして両者の中でしばしば共通してみられるのは、「政治」が当時の人々の間で悪魔的な存在として見られていたマキアヴェリと結びつけられることであった。マーロウの前述の戯曲の前口上を述べるのは「マキアヴェリ」その人であり、またコモンウェルスの繁栄だけを考え、神の教会が荒廃するにまかせる政治家をピューリタンたちは「マキアヴェリを信

奉する政治家 the politique Machevils¹¹⁵⁾」として批判するのである。「政治」を批判する人々にとって、「政治」はコモンウェルス全体の利益、あるいは宗教や道徳に対する配慮なしに、党派や個人が私的な利害や野望を実現するための手段にほかならなかったのである。

「政治」と道徳・宗教の相異を自覚しているのは「政治」批判者たちばかりではなかった。「政治」を評価し、賞賛する人々にとっても「政治」と道徳の相異ははっきりと自覚されていた。たとえばダッドリィは「政治」に優るものとして徳 *virtue* を挙げており¹¹⁶⁾、エリオットは「倫理的な知恵と政治的な知恵 *morall and politike wisdom*¹¹⁷⁾」「有徳な方法もしくは政治 *vertuous maners or policie*¹¹⁸⁾」のように道徳的なものと政治的なものを併記している。

また「政治」における *prudence* の意義を強調しながらも、リプシウスは、この世の生活における嚮導者は *prudence* と徳の二つであり、また真正の十分に熟達した統治者を生み出すのも *prudence* と徳の二つであることを強調する¹¹⁹⁾。徳を伴わない *prudence* は陰險な術策や悪意となりはてる¹²⁰⁾、と警告されるのである。

ベーコンも「道徳的、軍事的、政治的な事柄 *matter moral, military, and politic*¹²¹⁾」と並列して述べるように、また「政治においては *in matters of policy* 善きものを生み出す悪は悪と考えられてはならない¹²²⁾」と言明するように「政治」と「道徳」を明確に区別していた。このような区別に立ちながらも他方でベーコンは、道徳性への配慮の欠如が「政治」の効果を弱めることをも自覚していた。かれは女王の主催するペイジェントの中で政治家の発言に対して次のように反論させている。

墮落した政治家殿 *corrupt statesman*, たくらみや自分の意向で運命の輪を支配できると考えている人よ。あなたは時計がいつまでも動き続けることができないことを、手品師が一度仕掛けや早わざを見破られてしまえば、もはやおよびがからないことに気をとめないのですか。宗教や名誉や倫理的誠実さをもたずには、誰ひとりとして狡猾さや策略を頼りにすることはできず、分不相応なことをし、結局は家を破壊してしまうことに気付かないのでしょうか¹²³⁾。

「政治」は「道徳」の領域からは一応分離されるとしても、それだけでは国家の統治を担うにはまだ十分ではない、とベーコンはリプシウスと同じように考えていたにちがいない。

しかし、「政治」と「道徳」との違いの自覚は、やがて道徳とは切り離された独立した「政治」論の展開へと導くことにもなるのであった。これまで何度も登場したリプシウスとベーコンの「政治」論にそうした傾向をはっきりと跡付けることができよう。すでに述べたようにリプシウスの『政治学六巻』を一貫している中心概念は *prudence* であった。かれは *prudence* が関わる範囲は広く、*prudence* に属する確定した教を示すことは難しい、と認めた上で、宗教の領域、平時と戦時両方の世俗の領域での *prudence* が示す教を展開していく。そこには宗教や道徳に拘束されることのない、コモンウェルスの維持を最優先させた「政治」論が数多く見い出される。たとえばリプシウスは「一つの宗教が一つの王国において守られるべきである」ことを前提としながらも、コモンウェルスの利益のために、宗教を異にする人々であっても、もしかれらが私的に自己の内面だけで信仰するならば、寛容の対象となるべきである¹²⁴⁾、と説く。また公然とした異端活動も強権によって性急に抑えることは武装した抵抗を招くとして、時間をかけて沈静化することを勧告する¹²⁵⁾。またリプシウスは世俗の事柄における *prudence* を「外面に現われる外的な事柄を平穩に、安全に治める器量¹²⁶⁾」と定義付け、それは人々の性質と国家の性質についての知識から獲得される、

と説く。「民衆は落ちつきがなく、教養のない大衆ほどに気の変り易いものはない¹²⁷⁾」、そして、「どの国家も揺れ動き、不安定である¹²⁸⁾」で始まる冷厳な人間と政治社会とについての認識に基づいて、ここでもときにマキアヴェリを思わせるような「政治」論が展開される。たとえば国王が不純な *prudence*, つまり策略を用いることが認められ、その理由が次のように述べられる。「この世の出来事という大荒れの大海の中で、迂回路を辿ることはときに正当であり、また理にかなっている。そして、もしわれわれが正しい進路によって停泊地に辿り着くことができないなら、帆の向きを変え、航路を変える¹²⁹⁾。」この策略 *deceit* をリプシウスは「君主や国家の利益のために徳や法からはずれた陰險な分別¹³⁰⁾」と定義するのである。

さらに軍事についてもリプシウスは「裸の力だけでは、もし確かな手腕と分別、つまり軍事に関する *prudence* が加味されなければ、王が自分自身やその富、また臣民を守っていくには役に立たない¹³¹⁾」と述べ、*prudence* の重要さを説く。そしてここでも、敵を欺き、裏をかく策略、即ち「政治的思慮 *stratagemes or politicke counsels*」が有益であるだけでなく、名誉を傷つけるものではないこと¹³²⁾が強調されるのである。「まさに狡猾さや政治から成る力 *the force wherof properly consisting in art, and pollicie*, は敵を攻撃すべきときと同様に、敵の攻撃に耐えるべきときにも有益なのである¹³³⁾。」

リプシウスにとって人々の内面世界に介入することなしに、外面的な平和と秩序を維持することが「政治」の方法であり、目的だった。そしてその目的を達成するためには、宗教や道德の基準からの逸脱も許されるのである¹³⁴⁾。

リプシウスに見られる以上のような思考は、ベーコンによって一層明確に表現されている。かれは「政治的なもの」を「道德」との対照で次のように定義する。

道德哲学 *moral philosophy* は内面の善を生み出すことを目指すが、政治の知識 *civil knowledge* は外面の善を求めるにすぎない。というのは社会に関してはそれで十分であるからである。それゆえ、統治がよいのに時代がよくないということが、しばしばおこるのである¹³⁵⁾。

ここでは詳述をさけるが¹³⁶⁾、ベーコンの政治学を構成する三つの部門は、いずれも内面の善に対して関心を払ってはいない。すなわち第一の「振舞いの知恵」は、外面に現われる態度や振舞いを通してどのように人々を説得するかを主題としている。運命をきずき、この世での立身出世の方法を教える第二の「仕事の知識」は、人間世界の現実についての正確な情報にもっぱら重点がおかれる。ベーコンは二つの重要な知識のうち、まず第一に「相手の人間について一つ一つの点について正確な情報をつかむこと、すなわち性質、欲望と目的、習慣や生活様式、助けとなるものや長所、また弱点と短所、友人、一味徒党、とりまきたち、そして反対者やそねむ者や競争者、気分や潮時、主義としきたりと習性など、しかも人物についてだけではなく行動についても、どのようなことが時折行なわれているか、その行動がどのようになされ、好意をもたれ、反対されているか、どれほど重要であるかなどについて正しい情報をつかむ¹³⁷⁾」必要性を強調する。かれは次に住んでいる世界や時代の情勢にてらして「自分というものをよく知り、自分を十分に理解する」必要性を説く。ベーコンにとって本当の政治家となるためには、道德的知識よりも現実の状況と密接に関連した人間についての細部にまでわたる知識が不可欠なのである。また第三の部門である「統治の知識」においても「人々の性情と気質、現在の状態と窮状、党派と共同活動、怨恨と不満¹³⁸⁾」などの統治の対象についてのありのままの情報が明らかにされ、透明であることが強調される。またベー

コンがエリザベス女王を賞賛するとき、その中心となるのは女王の倫理的な資質よりも、「思慮深い気質、正確な判断力、深い思慮分別、鋭い洞察能力、なにものも見のがさない知力、綿密な慎重さ、出来事に対する先見の明¹³⁹⁾」など統治技術と密接に関連する能力であったことも注目されよう。

このことと関連してベーコンのマキアヴェリに対する関心についても付言しておかねならない。かれは『学問の進歩』の別の箇所では、「人間はどんなことをするかを記述して、どんなことをすべきかを記述しなかった¹⁴⁰⁾」マキアヴェリやその他の人々に負うところが大きいと述べるのである。

結びにかえて

さてこれまでわれわれは、politic と policy という言葉の意味の変遷をそれらのイングランドへの導入以来、およそ一世紀半にわたって辿ってきた。そしてその最初と最後においてそれらの言葉が正反対ともいえる意味を包含することに気付いたのである。すなわち、イングランドに「政治」という言葉がはじめて導入されたとき、それはその目的においても方法においても共に道徳と密接不可分の関係をもっていた。これに対してわれわれが最後にみたリプシウスとベーコンの「政治」論は、むしろ「政治」を「道徳」から切り離すことに力点を置いていたのである。もちろんこれは、およそ一世紀半の間にすべての人々の政治観が一大転換をとげたことを意味するものではない。それは「政治」という言葉がある面でまったく対照的な意味をもつほどに、多様な使われ方をし始めたことを意味するのである。さいごにエリザベス女王の治世下、多様に分岐した「政治」という言葉の意味を俯瞰してみることにしよう。

まず道徳論と一体となっているアリストテレス流の政治観・政治論が新しい政治観・政治論にとって代われることなく、いぜんとして大きな支配力をもっていた。統治方法としての「政治」の「道徳」からの独立を説く論者も、他方では敬虔、公正、寛大、中庸、勇気などの徳が君主に不可欠であると主張していることは、なによりもこの事実を裏付けている。同じようにアリストテレスの影響をうけながら統治の形態を表わすものとして用いられた、politic という言葉は、イングランドに固有のコモンウェルス論の文脈の中で、「すべての人々の意志や利益が考慮される」統治を形容する言葉として定着していくのである。

しかし統治者が現実の世界で取り組まなければならない問題が湧出していたこの時代、統治の賢明さを意味する politic や policy がより広く用いられるようになる。武力や法、あるいは道徳から区別された「政治」は反感や批判の意味をこめて用いられることもしばしばあったが、他方でイングランドに平和や繁栄をもたらすものとしてペイジェントや公的な文書、あるいは政治論の中で高く評価されながら用いられた。すなわち「政治」が宗教や道徳に反する目的、また統治者や政治家の私利に結びつけられて観られるとき、それは陰謀、策略、謀略とほとんど同義のものとして用いられ、これに対して「政治」という言葉に肯定的な意味が与えられるのは、それがアリストテレス的な政治目的、あるいはコモンウェルスの実現と結びつけられるときであったといえるだろう。

以上のことから明らかなように「政治 policy」そして「政治的 politic」という言葉はルネサンス期イングランドにおいて、多様ではあるが、それぞれがはっきりと限定された意味をもっていた。これと同じことはどの時代、どの社会においても当てはまるのではないだろうか。すなわち、

「政治」あるいは「政治的」という言葉は、とくにポレミッシュな文脈においては、各々の時代や社会に固有の明確な意味をもっていたはずなのである。それ故に、筆者は、研究主体が抱く「政治」の概念を明確にすると同時に、研究対象となる思想家や時代の中で「政治」あるいは「政治的」という言葉がどのような意味で使われているかを明らかにすることが、政治思想史研究の不可欠の準備作業である、と考えるのである。その意味で筆者がこれまで論じてきたことはルネサンス期イングランドの政治思想を全体として理解するための最初の行程なのである¹⁴¹⁾。

1) 戦中、そして戦後すぐに気鋭の研究者として地歩を築いた人々によるこれらのテーゼは、今日でも若き読者の心をとらえる不思議な魅力をもっている。実証研究を標榜する若き世代の研究者も、ときに「問題意識」と「思想性」による勇み足をするのも指摘されねばならない。たとえばトマス・モアを近代においてはじめて「自己の良心を究極的な拠り処とし、個人の良心の尊厳を権力者に対して示した」思想家とする解釈などはその好例であろう。

2) 分析のための概念は当然のことながら研究主体によって作られる。それは同時に研究対象に肉迫しうるものでなければならない。研究主体と研究対象を狂いなく架橋するものこそがすぐれた分析のための概念といえるだろう。道具の見事さに目を奪われて、対象への考慮を十分せずそれをふりまわすのは、いかなる分野においても研究の後進性を露呈するものであろう。

3) Francis Bacon, *Novum Organum, The Works of Francis Bacon*, ed. James Spedding, Robert L. Ellis, Douglas D. Heath, 14 vols. (London, 1858-1874), IV, p. 97.

4) こうした方法に基づく歴史的研究の意義はいったい何であろうか。神を深く信ずるものであるならば、過去・現在・未来にわたってその細部に至るまで人間世界全体を支配する神を称えることにであると答えるかもしれない。しかし信仰をもたない筆者にその答えは用意されない。筆者にとって過去の出来事は、ある歴史学者が述べたように、「今はもう何も語りかけることはないが、決して忘れることのできない」永遠の眠りについた女性のようなものであろうか。そうしたものに對するいとおしさが歴史研究という一見して味気のない作業にむかわせるのである。

5) 筆者が policy と politic という言葉を拾い上げて、分析する主な資料は、この時期に活字化された文書である。現在筆者の手許にボラードとレドグレイヴの編集による 1475 年から 1640 年にかけて出版された英語の書物のタイトルを記した書誌学的な文献 (*A Short-title Catalogue of Books printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books printed in Abroad 1475-1640*, compiled by A.W. Pollard & G.R. Redgrave, London, 1969) がある。そこで挙げられている書物は 26,143 を数える。

さて筆者が方法について述べたことに忠実に現段階で完璧な研究を目指そうとするならば 2 万 6 千冊の文献すべてを吟味し、そこから policy と politic という言葉を拾い上げ、分析しなければならない。いうまでもなく筆者にはそれは不可能であった。筆者が目を通すことができたのは The Early English Text Society によって公刊されたイギリス中世とルネサンス期の作品、および上記のボラードの書誌から選択された作品をファクシミリ版で公刊中である *The English Experience Series* で入手できる作品を中心におよそ 100 冊前後にすぎない。2 万 6 千余冊のうち 100 冊を吟味しただけで、この時代の policy と politic の意味の全体像を描くことができるはずはないだろう。方法についての筆者の提言が自らに向けられる刃になるという理由の一つはここにある。筆者の研究成果は、いわば貧しい家庭の主婦が台所にあるありあわせの材料で作上げた貧しい料理のようなものかもしれない。

6) cf. Volker Sellin, "Politic" in *Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Band 4 Mi-Pre (Ernst Klett Verlag, Stuttgart 1978), pp. 789-806.

7) *Ibid.*, pp. 802-803.

8) John Gower, *Confessio Amantis, The English Works of John Gower*, ed. G.C. Macaulay vol. II, Early English Text Society, Extra, Series, LXXXII. (London, 1901), p. 278.

9) *Ibid.*, p. 279.

10) *Ibid.*, p. 280.

11) *Ibid.*, p. 288. 統治における贈与の意義は近年とみに、中世社会史や社会人類学などで指摘されている。かつて政治学において重要視されていた贈与の問題は、現代の政治学においても、もっと注目されてよ

い問題であろう。

- 12) *Ibid.*, pp. 307-308.
- 13) *Ibid.*, p. 317.
- 14) *Ibid.*, p. 318.
- 15) *Ibid.*, p. 355, p. 362.
- 16) Lydgate and Burgh's, *Secrees of old Philosoffres*, ed. Robert Steele, Early English Text Society, Extra Series, LXVI. (London, 1894), p. 21.
- 17) *Ibid.*, pp. 27-28.
- 18) *Ibid.*, p. 65.
- 19) Thomas Hoccleve, *The Regement of Princes, Hoccleve's Works*, ed. Frederick J. Furnivall, Early English Text Society, Extra Series, LXXII. (London, 1897), p. 171.
- 20) *Ibid.*, p. 174.
- 21) *Ibid.*, p. 171.
- 22) Lydgate, *op. cit.*, p. 72.
- 23) *Ibid.*, p. 69.
- 24) *Ibid.*, p. 78.
- 25) John Fortescue, *The Governance of England*, ed. C. Plummer (Oxford, 1885), p. 109.
- 26) *Ibid.*, p. 110.
- 27) *Ibid.*, p. 112.
- 28) *Ibid.*, p. 112.
- 29) John Fortescue, *De Laudibus Legum Angliae*, ed. S.B. Chrimes (Cambridge, 1949), p. 87.
- 30) Fortescue, *The Governance of England*, p. 12.
- 31) フォーテスキューの *De Laudibus Legum Angliae* は 1567 年, *A Learned Commendation of the Politike Lawes of Englande* というタイトルで英訳され、出版された。このことは 16 世紀に入っても法律論と政治論の領域においてフォーテスキューの影響力が途切れることなく続いたことを物語るものであろう。
- 32) 福祉が民衆のところまで潤沢におよぶ *Respublica* をモアは次のように描いている。「ユートピアでは、物の不公平な分配はなく、貧乏人や乞食は存在せず、また誰も何も持つてはいないのに、みんなが豊かなのです。生計をたててゆくために恐れおののくことなく、妻のやかましい注文に悩まされることなく、息子が貧乏になるのを恐れることなく、娘の結婚持参金のことで思い煩うことなく、自分と自分の身内の者がみな妻、子、孫、曾孫、そしてジェントルマンが期待する子孫の長い家系がすべて——生計と幸福を保証されているという確信をもち、つまりあらゆる心配から完全に解放され、朗らかで静かな心をもって生きてゆきます。そうです。これ以上の豊かさがありうるでしょうか。さらにまた、昔は働いていたが今は働けなくなった人に対しても、今働いている人と少しも違わない考慮が払われているから安心していられるのです。」(Thomas More, *Utopia*, ed. S.J.E. Surtz & J.H. Hexter, *The Complete Works of St. Thomas More*, vol. 4, New Haven and London, 1965, pp. 238-241.)
- 33) Thomas Elyot, *The Boke named the Governour* (London, 1531) in A Scolar Press Facsimile, No. 246 (Menston), p. 1.
- 34) *Ibid.*, p. 7.
- 35) *Ibid.*, p. II.
- 36) *commonweal* と *commonwealth* はまったく同義であるが、*commonweal* のほうがより古い時代から使われていた。cf. *The Oxford Dictionary of English Etymology*, ed. C.T. Onions, p. 996.
- 37) G.R. Elton, *Reformation and renewal* (Cambridge, 1973), p. 1.
- 38) テューダー朝前期に湧出したコモンウェルスの理念とそれに基づいて現実世界の改革を目指した *commonwealth-men* を歴史的にどのように位置付けるのかについては数多くの議論がなされている。(cf. Elton, *op. cit.*, pp. 1-8.) ここで筆者が断定を避けたのは、それがいまだ十分な検証をへていない仮説の段階にとどまっているからである。
- 39) Edmund Dudley, *The Tree of Commonwealth*, ed. D.M. Brodie (Cambridge, 1948), p. 31.
- 40) Thomas Smith, *De Republica Anglorum* (London, 1583) in A Scolar Press Facsimile

(Menston, 1970), p. 10.

41) Thomas Floyd, *The Picture of Perfit Common Wealth* (London, 1600) in *The English Experience*. No. 518 (Amsterdam, 1973), p. 3.

42) Thomas Starkey, *A Dialogue between Reginald Pole and Thomas Lupset*, ed. Kathleen M. Burton (London, 1948), p. 190.

43) *Ibid.*, p. 151.

44) *Ibid.*, p. 61.

45) *Ibid.*, p. 63.

46) *Ibid.*, p. 22.

47) *Ibid.*, p. 60.

48) *Ibid.*, p. 27.

49) *Ibid.*, pp. 23-24.

50) *Ibid.*, pp. 25-26.

51) *Ibid.*, p. 24.

52) *Ibid.*, p. 25.

53) *Ibid.*, p. 61.

54) *Ibid.*, p. 61.

55) *Ibid.*, p. 101.

56) *Ibid.*, p. 101.

57) *Ibid.*, p. 100.

58) John Poyntet, *A Short Treatise of Politike Power* (Strasburg, 1556) in *The English Experience*, No. 484 (Amsterdam, 1972), p. 156.

59) *Ibid.*, p. 158.

60) *Ibid.*, pp. 5-6.

61) *Ibid.*, p. 7.

62) *Ibid.*, p. 9.

63) *Ibid.*, p. 10.

64) *Ibid.*, p. 19.

65) *Ibid.*, p. 59.

66) Smith, *op. cit.*, pp. 7-8.

67) Mr. Bacon's discourse in the praise of his Sovereign, *Works*, vol. VIII, p. 130.

68) Certain observations made upon A Lebel published this present year, 1592, *Works*, vol. VIII, p. 177.

69) Letter of advice to Queen Elizabeth, *Works*, vol. VIII, p. 54.

70) Bacon's discourse, p. 137.

71) John Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett, 2 ed. (Cambridge, 1970), p. 399.

72) *Ibid.*, p. 400.

73) 以上のような「政治」あるいは「政治的」なものに対する理解の伝統は現代にまで受け継がれ、その意義が積極的に評価されている。バーナード・クリックの『政治の弁証』はその典型的な例である。クリックは現代において実現されるべき政治による支配方法を次のように描く。「暴君や寡頭支配者の支配方法とは、めいめい私利をもとめる他集団の全部または大部分をごまかし、強制し、あるいは威圧することにつきる。政治による支配方法とは、これら他集団に耳をかたむけつつ手をつくして調停し、それぞれに法的地位・安心感・根拠がある以上安全に忌憚なく意思表現する手段を与え、もってこれら非権力集団に言論の自由を保障することである。理想としては、政治はこれら集団をすべてそれぞれ他の集団にむすびつけ、それぞれまたは一致して、統治の一般課題、秩序維持のため、積極的に寄与できるようにする。」(Bernard Crick, *In Defence of Politics*, Second Pelican Edition, 1982, p. 18) クリックは、政治がふつうみなされているよりも、はるかに精緻なものであり、高度・複雑な社会以外には未知であり、西欧的経験にだけ特別の起源をもつ (*ibid.*, p. 16), と説く。なお日本語訳は前田康博訳『政治の弁証』(岩波書店, 1965年)による。

74) 海野弘『都市とスペクトル』(中央公論, 1982年), p. 238。

- 75) The Plot of the Play, called "England's Joy". To be played at the Swan this 6. of Nov. 1602., in *The Harleian Miscellany: A Collection of Scare, Curious, and Entertaining pamphlets and Tracts, as well in manuscript as in print*, selected and prepared by Thomas Park, vol. X. p. 199.
- 76) Ben Johnson, *Volpone; or, The Fox*, ed. C.H. Herford and P. and E. Simpson.
- 77) Shakespeare, *Hamlet, Prince of Denmark, Complete Works*, ed. W.J. Craig (Oxford, 1905), p. 895.
- 78) Shakespeare, *Twelfth-Night; or, What You Will, Complete Works*, p. 312.
- 79) "A Second Admonition to Parliament" *Puritan Manifestoes*, ed. W.H. Frere and C.E. Douglas (London, 1954), p. 89.
- 80) Dudley, *op. cit.* p. 96.
- 81) *Ibid.*, p. 103.
- 82) George Cavendish, *The Life and Death of Cardinal Wolsey in Two early Tudor Lives*, ed. R.S. Sylvester and D.P. Harding (New Haven and London, 1962), p. 12.
- 83) *Ibid.*, p. 33.
- 84) *The Statutes of the Realm* (London, Record Commission, 1810-28), reprinted, 1963, vol III. p. 386.
- 85) *Ibid.*, p. 959.
- 86) policy という言葉が同一の著作の中で異なる意味で使われる典型的な例である。スターキにおいて policy は野蠻状態と区別される文明化された政治社会を意味すると同時に、コモンウェルスを実現する賢明な政策をも意味するのである。
- 87) William Blandy, *The Castle of Common-Wealth* (London, 1581) in *The English Experience*, vol. 436 (Amsterdam, 1972), p. 3, p. 9, p. 11.
- 88) "An Exhortation to stirre up the Minds of all Her Majesty's faithful Subjects, to defend their Countrey, in this dangerous Time from the Invasion of Enemies. Faithfully and zealously compiled by Anthony Marten, Sewer of Her Majesty's most Honourable Camber, 1588" in *The Harleian Miscellany*, ed. William Oldys and Thomas Park, vol. I (London, 1808), p. 168.
- 89) Blandy, *op. cit.*, p. 14.
- 90) Justus Lipsius, *Six Books of Politickes or Civil Doctrine* (London, 1594) in *The English Experience*, vol. 287 (Amsterdam, 1970), p. 41.
- 91) *Ibid.*, p. 41.
- 92) Barnabe Barnes, *Four Bookes of Offices* (London, 1606) in *The English Experience*, vol. 712, (Amsterdam, 1975), p. 62. バーンズは思慮とほとんど同じ意味で使われている政治的知恵 political wit を「人々を集め、一つにすることを目指す」知恵と定義し、それによって国王の助言者は「あらゆることがらを共同社会、人々の共同、結合、集まり、そして交わりに関連付け、人々の中の社会的に危険な混乱や分裂を除き、賢明に防ぐ」と説いている。(ibid., p. 42.)
- 93) Walter Raleigh, *The Cabinet-Council, The Works of Sir Walter Raleigh*, vol. VIII, in Burt Franklin: *Research and source works, series* (New York), p. 54.
- 94) *Ibid.*, p. 1.
- 95) Bacon's Device, *Works*, vol. VIII, p. 382.
- 96) Lipsius, *op. cit.*, p. 120.
- 97) Edward Forsett, *A Comparative Discourse of the Bodies Natural and Politique* (London, 1606) in *The English Experience*, vol. 520 (Amsterdam, 1973), p. 36.
- 98) *Ibid.*, p. 96.
- 99) *Life and Letters of Thomas Cromwell*, ed. Roger Bigelow Merriman, vol. I (Oxford, 1902), p. 350.
- 100) Elyot, *op. cit.*, p. 44.
- 101) Stafford's briefe concept in *The Harleian Miscellany*, vol. IX, p. 150.
- 102) Floyd, *op. cit.*, p. 83.

- 103) Bacon's Device, *Works*, vol. VIII, p. 385. このような区別はまだいくつか見られるが、とくに付け加えられてよいのは政治と武勇の評価が逆転している場合である。シェイクスピアの『十二夜』では名誉挽回の方法として「武勇から政治のどちらかに基づく見上げた企て some laudable attempt, either of valour or policy」(*Twelfth-night, Complete Works*, p. 312.) がアンドルーに示されるが、アンドルーは「武勇を示すほうだな」と答え、先に引用した「政治」に対する嫌悪を表明する。この時期、再び隆盛となった騎士道精神にとらえられた人々にとっては武勇は「政治」にはるかに優るものであったにちがいない。
- 104) Cromwell, *op. cit.*, p. 410.
- 105) Bacon, *Essayse or Counsels, Civil and Morall, Works*, vol. VI, p. 510.
- 106) *Ibid.*, p. 509.
- 107) *Ibid.*, p. 510.
- 108) Bacon, *Advancement of Learning, Works*, vol. III, p. 475.
- 109) cf. *Ibid.*, p. 475.
- 110) J.G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment* (Princeton, 1975), p. 28.
- 111) Poynt, *op. cit.*, p. 98.
- 112) Christopher Marlowe, *The famous Tragedy of the rich Jew of Malta, The Works of Christopher Marlowe*, ed. C.F. Tucker Brooke (Oxford, 1929), pp. 298-299.
- 113) Felix Raab, *The English Face of Machiavelli* (London, 1965), p. 60.
- 114) Gabriel Powel, *The Catholikes Supplication unto the Kings Majestic* (London, 1603) in *The English Experience*, No. 822 (Amsterdam, 1976), p. 10.
- 115) *Puritan Manifestoes*, p. 89.
- 116) Dudley, *op. cit.*, p. 31.
- 117) Elyot, *op. cit.*, p. 31.
- 118) *Ibid.*, p. 34.
- 119) Lipsius, *op. cit.*, p. 1.
- 120) *Ibid.*, p. 1.
- 121) Bacon, *Works*, vol. IX, p. 12.
- 122) *Ibid.*, p. 82.
- 123) Bacon, *The Works*, vol. VIII, p. 384.
- 124) Lipsius, *op. cit.*, p. 65.
- 125) *Ibid.*, pp. 64-65.
- 126) *Ibid.*, p. 66.
- 127) *Ibid.*, p. 68.
- 128) *Ibid.*, p. 70.
- 129) *Ibid.*, p. 114.
- 130) *Ibid.*, p. 115.
- 131) *Ibid.*, p. 127.
- 132) *Ibid.*, p. 175.
- 133) *Ibid.*, p. 175.
- 134) リプシウスの政治論のすべてが、道徳や宗教からはずれた思慮の教えに終始しているわけではない。かれは敬虔、公正、寛大、中庸、勇氣など「君主の鑑」に属する伝統的な政治論の中で重要視されてきた徳が君主に不可欠である、とも主張している。
- 135) Bacon, *Advancement of Learning, Works* III, p. 445. この文章の直前に、"moral philosophy is more difficile than policy." と述べられるように、ベーコンは civil knowledge と policy を同じ意味で用いている。
- 136) この点については拙稿 "Court and Politics: Bacon's political thought" *Hitotsubashi Journal of Social Studies*, vol. 14, No. 1, 1982. の中で詳しく論じられている。
- 137) cf. Bacon, *op. cit.*, p. 456.
- 138) *Ibid.*, p. 478.
- 139) "Bacon's Discourse" *Works* VIII, p. 139.

140) Bacon, *Advancement of Learning*, p. 430.

141) 筆者のとり歴史研究の方法に忠実であろうとするならばここで筆を置くべきかもしれないが、蛇足になることを恐れずにこれからの研究のために一つの仮説を述べておこう。以上のような様々の思いや意味をこめて人々が「政治」という言葉を使い、リプシウスの政治論を読み、そしてベーコンが新しい政治学構築の抱負を抱いていたエリザベスの時代は政治の時代と呼ぶことができるだろう。武力や宗教上の迫害に頼ることなしに、思慮に基づいて平和裡に国民全体の福祉を実現したと賞賛されたエリザベスの統治は、形態においても方法においても政治的だった。さらに政治史研究の成果をまたなければならないとはいえ、エリザベス女王の下でイングランドは統治形態として「政治的」支配と統治手段としての「政治」両方の成熟をみたといってよいだろう。このように当時の人々の言葉を借りるならばエリザベスの治世下でイングランドは、絶対的王制ではなく、政治的王制の完成を見たといえるのではないだろうか。

(一橋大学社会学部助教授)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 10*

発行所 東京都国立市中 2—1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1986 年 3 月 30 日

印刷所 東京都八王子市石川町 2951—9

三省堂印刷株式会社
